

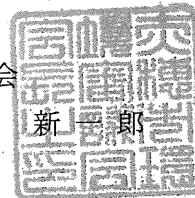


令和6年11月22日

赤穂市長 牟禮正稔様

赤穂市環境審議会

会長 萬代



赤穂市生活環境の保全に関する条例施行規則の
一部改正（案）の審議について（答申）

令和6年9月26日付け赤市環第28号で諮問のあった標記の件について、本審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

赤穂市生活環境の保全に関する条例施行規則（以下「施行規則」という。）は、工場・事業場に対する公害防止対策等の基準をはじめ、赤穂市生活環境の保全に関する条例の施行に関し必要な事項を定めたものである。

諮問があった施行規則のばい煙処理施設等に係る設備基準の改正案については、今後、脱炭素社会の実現に向け、クリーンな燃料として水素やアンモニア、合成メタン等を使用する施設が増えることを想定した改正であり、その内容は妥当であると考ええる。なお、施行規則の規制基準及び脱炭素社会の実現に向けては、引き続き以下について留意されたい。

1. 今後、技術の進歩に伴い、更なる環境保全対策の変更も予想されることから、国・県の報告等を参考に、施行規則の規制基準の見直しを適宜検討されたい。
2. 脱炭素社会の実現に向け、行政だけでなく市民、事業者などすべての主体が一体となり取り組む必要があるため、市が中心となって、各主体の協力が得られるよう分かりやすく情報提供するなど、地球温暖化阻止の潮流をつくられたい。